

2023年11月1日

お客さま各位

「各種預金規定」の一部改定について

神戸信用金庫では、お客さまの利便性向上と営業店での業務効率化を目的に、一部店舗におきまして、窓口タブレット端末を設置致します。

つきましては、関係規定を下記のとおり改定いたします。

記

1. 改定日

2023年11月 1日（水）

2. 改定対象規定

(1) 当座勘定規定	(12) 譲渡性預金規定
(2) 普通預金規定	(13) 自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定
(3) 定期性総合口座取引規定	(14) 自由金利型定期預金（大口定期預金）規定
(4) 通知預金規定	(15) 変動金利定期預金規定
(5) 貯蓄預金規定	(16) キャッシュカード規定
(6) 納税準備預金規定	(17) 振込規定
(7) 定期預金共通規定	(18) インターネットバンキング規定
(8) 財産形成期日指定定期預金規定	(19) 法人インターネットバンキング規定
(9) 財形年金預金規定	(20) ホームバンキング利用規定
(10) 財形住宅預金規定	(21) ファームバンキングサービス規定
(11) 定期積金規定	

3. 改定内容

(1) 当座預金規定

旧	新
第16条（届出事項の変更） (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、氏名または名称、商号、代表者、代理人、住所その他届出事項に変更があった場合には、ただちに当金庫所定の書面によって当店に届出てください。	第16条（届出事項の変更） (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、氏名または名称、商号、代表者、代理人、住所その他届出事項に変更があった場合には、ただちに当金庫所定の <u>方法</u> によって当店に届出てください。

<p>第 18 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届その他書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、請求者が請求等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して取り扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届その他書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>第 18 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、諸届その他書類<u>または当金庫所定の印鑑スキャナ</u>に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、請求者が請求等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して取り扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届その他書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>
---	---

(2) 普通預金規定

旧	新
<p>7. (預金の払戻し等)</p> <p>(1) この預金を払戻す場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。</p>	<p>7. (預金の払戻し等)</p> <p>(1) この預金を払戻す場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、<u>または当金庫所定の印鑑スキャナに押印</u>して、通帳とともに提出してください。<u>ただし、当金庫がキャッシュカード規定に定める方法により当金庫の窓口においてカード・暗証番号等による本人確認を行った場合、当金庫は前記の方法によらずにこの預金の払出しに応じることができます。この取扱いにより損害が生じた場合の当金庫の責任については、キャッシュカード規定によるものとします。</u></p>
<p>9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 通帳や印章を失った場合、または印章、氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに<u>書面</u>によって当店に届出てください。</p>	<p>9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 通帳や印章を失った場合、または印章、氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに<u>当金庫所定方法</u>によって当店に届出てください。</p>
<p>11. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。</p> <p>以下略</p>	<p>11. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類<u>または当金庫所定の印鑑スキャナ</u>に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。</p> <p>以下略</p>

(3) 定期性総合口座規定

旧	新
<p>7. (預金の払戻し等)</p> <p>(1) 普通預金の払戻しをする場合は、当金庫所定の払戻請求書に、定期預金等の解約または書替継続、および定期積金の解約をする場合は、当金庫所定の預金払戻請求書に、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。</p>	<p>7. (預金の払戻し等)</p> <p>(1) 普通預金の払戻しをする場合は、当金庫所定の払戻請求書に、定期預金等の解約または書替継続、および定期積金の解約をする場合は、当金庫所定の預金払戻請求書に、届出の印章により記名押印<u>または当金庫所定の印鑑スキャナに押印</u>して、通帳とともに提出してください。<u>ただし、当金庫がキャッシュカード規定に定める方法により当金庫の窓口においてカード・暗証番号等による本人確認を行った場合、当金庫は前記の方法によらずにこの預金の払出しに応</u></p>

	<u>じることができます。この取扱いにより損害が生じた場合の当金庫の責任については、キャッシュカード規定によるものとします。</u>
14. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) 通帳および定期積金掛込帳もしくは印章を失った場合、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに <u>書面</u> によって当店に届出てください。	14. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) 通帳および定期積金掛込帳もしくは印章を失った場合、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに <u>当金庫所定の方法</u> によって当店に届出てください。
16. (印鑑照合等) この取引において預金払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。	16. (印鑑照合等) この取引において預金払戻請求書、諸届その他の書類 <u>または当金庫所定の印鑑スキャナ</u> に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。

(4) 通知預金規定

旧	新
8. (預金の解約) (1) この預金を解約する場合は、証書式については証書所定の受取欄に届出の印章により記名押印し、通帳式については通帳とともに当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。なお、通帳式の解約は、預金明細一口ごとに取扱いし、その一部の解約はいたしません。	8. (預金の解約) (1) この預金を解約する場合は、証書式については証書所定の受取欄に届出の印章により記名押印 <u>または当金庫所定の印鑑スキャナに押印</u> し、通帳式については通帳とともに当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印 <u>または当金庫所定の印鑑スキャナに押印</u> して、当店に提出してください。なお、通帳式の解約は、預金明細一口ごとに取扱いし、その一部の解約はいたしません。
9. (届出事項の変更、証書 (もしくは通帳) の再発行等) (1) 証書 (もしくは通帳) や印章を失った場合、または印章、氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに <u>書面</u> によって当店に届出てください。	9. (届出事項の変更、証書 (もしくは通帳) の再発行等) (1) 証書 (もしくは通帳) や印章を失った場合、または印章、氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに <u>当金庫所定の方法</u> によって当店に届出てください。
11. (印鑑照合) 証書、預金払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。 以下略	11. (印鑑照合) 証書、預金払戻請求書、諸届その他の書類 <u>または当金庫所定の印鑑スキャナ</u> に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。 以下略

(5) 貯蓄預金規定

旧	新
7. (預金の払戻し) (1) この預金を払戻す場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。	7. (預金の払戻し) (1) この預金を払戻す場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、 <u>または当金庫所定の印鑑スキャナに押印</u> して、通帳とともに提出してください。 <u>ただし、当金庫がキャッシュカード規定に定める方法により当金庫の窓口においてカード・暗証番号等による本人確認を行った場合、当金庫は前記の方法によらずにこの預金の払出しに応じることができます。この取扱い</u>

	<u>により損害が生じた場合の当金庫の責任については、キャッシュカード規定によるものとします。</u>
10. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) 通帳や印章を失った場合、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに書面によって当店に届出てください。	10. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) 通帳や印章を失った場合、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。
12. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。 以下略	12. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫所定の印鑑スキャナに使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。 以下略

(6) 納税準備預金規定

旧	新
7. (預金の払戻し) (1) 略 (2) この預金を払戻す場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。	7. (預金の払戻し) (1) 略 (2) この預金を払戻す場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、通帳とともに当店に提出してください。
10. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) 通帳や印章を失った場合、または、印章、氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに書面によって当店に届出てください。	10. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) 通帳や印章を失った場合、または、印章、氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに当庫所定の方法によって当店に届出てください。
12. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。 なお、預金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。	12. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫所定の印鑑スキャナに使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。 なお、預金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

(7) 定期預金共通規定

旧	新
5. (預金の解約、書替継続) (1)～(2) 略 (3) この預金を解約または書替継続する場合には、証書式の場合には証書所定の受取欄に届出の印章により記名押印し、通帳式の場合には通帳とともに当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。なお、期日指定定期預金で一部の金額を解約または書替継続する場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書(も	5. (預金の解約、書替継続) (1)～(2) 略 (3) この預金を解約または書替継続する場合には、証書式の場合には証書所定の受取欄に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印し、通帳式の場合には通帳とともに当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、当店に提出してください。なお、期日指定定期預金で一部の金額を解約または書替継続する場合に

しくは通帳)とともに当店に提出してください。	は、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、証書(もしくは通帳)とともに当店に提出してください。
6. (届出事項の変更、証書(もしくは通帳)の再発行等) (1)証書(もしくは通帳)や印章を失った場合、または印章、氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに書面によって当店に届出てください。	6. (届出事項の変更、証書(もしくは通帳)の再発行等) (1)証書(もしくは通帳)や印章を失った場合、または印章、氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。
8. (印鑑照合等) 証書、預金払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらうえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。 以下略	8. (印鑑照合等) 証書、預金払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫所定の印鑑スキャナに使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらうえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。 以下略

(8) 財産形成期日指定定期預金規定

旧	新
9. (預金の解約、書替継続) (1)～(2)略 (3)この預金を解約または書替継続する場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印に押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。	9. (預金の解約、書替継続) (1)～(2)略 (3)この預金を解約または書替継続する場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。
10. (届出事項の変更、契約の証の再発行等) (1)契約の証や印章を失った場合、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに書面によって当店に届出てください。	10. (届出事項の変更、契約の証の再発行等) (1)契約の証や印章を失った場合、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに当庫所定の方法によって当店に届出てください。
12. (印鑑照合) 預金払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらうえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。 以下略	12. (印鑑照合) 預金払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫所定の印鑑スキャナに使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらうえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。 以下略

(9) 財形年金預金規定

旧	新
8. (預金の解約) (1)～(2) (3)やむをえない事由により、この預金を第5条の支払方法によらず解約する場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに当店へ提出してください。	8. (預金の解約) (1)～(2) (3)やむをえない事由により、この預金を第5条の支払方法によらず解約する場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、ご契約の証とともに当店へ提出してください。
13. (届出事項の変更、契約の証の再発行等) (1)ご契約の証や印章を失った場合、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに書面によって当店に届出てください。	13. (届出事項の変更、契約の証の再発行等) (1)ご契約の証や印章を失った場合、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに当庫所定の方法によって当店に届出

	ください。
15. (印鑑照合) 預金払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。 以下略	15. (印鑑照合) 預金払戻請求書、諸届その他の書類 <u>または当金庫所定の印鑑スキャナ</u> に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。 以下略

(10) 財形住宅預金規定

旧	新
5. (預金の支払方法) (1) 略 (2) 本条第1項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印し、ご契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(またはその写し)を、当店へ提出してください。 (3) 略 (4) 本条第3項による払出しをする場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印し、ご契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを、当店へ提出してください。 以下略	5. (預金の支払方法) (1) 略 (2) 本条第1項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印 <u>または当金庫所定の印鑑スキャナに押印</u> し、ご契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(またはその写し)を、当店へ提出してください。 (3) 略 (4) 本条第3項による払出しをする場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印 <u>または当金庫所定の印鑑スキャナに押印</u> し、ご契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを、当店へ提出してください。 以下略
8. (預金の解約) (1)~(2) 略 (3) やむをえない事由により、この預金を第5条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は、満期日を指定することはできません。	8. (預金の解約) (1)~(2) 略 (3) やむをえない事由により、この預金を第5条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印 <u>または当金庫所定の印鑑スキャナに押印</u> して、ご契約の証とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は、満期日を指定することはできません。
14. (届出事項の変更、契約の証の再発行等) (1) ご契約の証や印章を失った場合、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに <u>書面</u> によって当店に届出てください。	14. (届出事項の変更、契約の証の再発行等) (1) ご契約の証や印章を失った場合、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに <u>当庫所定の方法</u> によって当店に届出てください。
16. (印鑑照合) 預金払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。	16. (印鑑照合) 預金払戻請求書、諸届、その他の書類 <u>または当金庫所定の印鑑スキャナ</u> に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。

(11) 定期積金規定

旧	新
11. (解約等) (1)~(2) 略	11. (解約等) (1)~(2) 略

(3) この積金を解約する場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。	(3) この積金を解約する場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印 または当金庫所定の印鑑スキャナに押印 して、通帳とともに当店に提出してください。
12. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) 通帳や印章を失った場合、または印章、氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに 書面 によって当店に届出てください。	12. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (1) 通帳や印章を失った場合、または印章、氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに 当金庫所定の方法 によって当店に届出てください。
14. (印鑑照合) 通帳、預金払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらうえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。 以下略	14. (印鑑照合) 通帳、預金払戻請求書、諸届その他の書類 または当金庫所定の印鑑スキャナ に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらうえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。 以下略

(12) 譲渡性定期預金規定

旧	新
8. (預金の解約) (1) 略 (2) この預金を満期日以後に解約する場合には、証書の受取欄に届出の印章により記名押印に押印して、証書記載の取扱店に提出してください。	8. (預金の解約) (1) 略 (2) この預金を満期日以後に解約する場合には、証書の受取欄に届出の印章により記名押印 または当金庫所定の印鑑スキャナ に押印して、証書記載の取扱店に提出してください。
9. (届出事項の変更、証書の再発行等) (1) 証書や印章を失った場合、または印章、氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに 書面 によって証書記載の取扱店に届出てください。	9. (届出事項の変更、証書の再発行等) (1) 証書や印章を失った場合、または印章、氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに 当庫所定の方法 によって証書記載の取扱店に届出てください。
11. (印鑑照合) 証書、中間払利息請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらうえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。 以下略	11. (印鑑照合) 証書、中間払利息請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類 または当金庫所定の印鑑スキャナ に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらうえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。 以下略

(13) 自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期) 規定

旧	新
I. 【非自動継続型】 2. (利息) (1) 略 ①略 A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印に押印して、証書 (もしくは通帳) とともに提出してください。	I. 【非自動継続型】 2. (利息) (1) 略 ①略 A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印 または当金庫所定の印鑑スキャナ に押印して、証書 (もしくは通帳) とともに提出してください。
3. (中間利息定期預金) (1) 略 (2) 略	3. (中間利息定期預金) (1) 略 (2) 略

<p>① 略</p> <p>② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続する場合には、証書式のときは証書所定の受取欄に届出の印章により記名押印に押印して、通帳式のときは通帳とともに当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。</p>	<p>① 略</p> <p>② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続する場合には、証書式のときは証書所定の受取欄に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、通帳式のときは通帳とともに当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、当店に提出してください。</p>
<p>II.【自動継続型】</p> <p>2. (利息)</p> <p>(2)略</p> <p>①～③</p> <p>④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書(もしくは通帳)とともに提出してください。</p>	<p>II.【自動継続型】</p> <p>2. (利息)</p> <p>(2)略</p> <p>①～③</p> <p>④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、証書(もしくは通帳)とともに提出してください。</p>
<p>3. (中間利息定期預金)</p> <p>(1)略</p> <p>(2)略</p> <p>① 略</p> <p>② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続する場合には、証書式のときは証書所定の受取欄に届出の印章により記名押印して、通帳式のときは通帳とともに当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。</p> <p>③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続する場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書(もしくは通帳)とともに提出してください。</p>	<p>3. (中間利息定期預金)</p> <p>(1)略</p> <p>(2)略</p> <p>① 略</p> <p>② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続する場合には、証書式のときは証書所定の受取欄に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、通帳式のときは通帳とともに当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、当店に提出してください。</p> <p>③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続する場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、証書(もしくは通帳)とともに提出してください。</p>

(14) 自由金利型定期預金(大口定期預金)規定

旧	新
<p>I.【非自動継続型】</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1)略</p> <p>① 略</p> <p>A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印に押印して、証書(もしくは通帳)とともに提出してください。</p>	<p>I.【非自動継続型】</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1)略</p> <p>① 略</p> <p>A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、証書(もしくは通帳)とともに提出してください。</p>
<p>II.【自動継続型】</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1)略</p> <p>(2)略</p> <p>③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書(もしくは通帳)とともに提出してください。</p>	<p>II.【自動継続型】</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1)略</p> <p>(2)略</p> <p>③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、証書(もしくは通帳)とともに提出してください。</p>

(15) 変動金利定期預金規定

旧	新
<p>I. 【非自動継続型】</p> <p>1～2略</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)略</p> <p>①～③略</p> <p>④利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書（もしくは通帳）とともに提出してください。</p>	<p>I. 【非自動継続型】</p> <p>1～2略</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)略</p> <p>①～③略</p> <p>④利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印 または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、証書（もしくは通帳）とともに提出してください。</p>
<p>II. 【自動継続型】</p> <p>1～2略</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)略</p> <p>①～③略</p> <p>④利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書（もしくは通帳）とともに提出してください。</p>	<p>II. 【自動継続型】</p> <p>1～2略</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)略</p> <p>①～③略</p> <p>④利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印 または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、証書（もしくは通帳）とともに提出してください。</p>

(16) キャッシュカード規定

<個人用>

旧	新
<p>9. カード・暗証番号の管理等</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の 届出書を当金庫に提出してください。</p>	<p>9. カード・暗証番号の管理等</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の 方法により当金庫に提出してください。</p>
<p>14. 預金機・支払機・振込機への誤入力等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>14. 預金機・支払機・振込機への誤入力等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書 等への金額等の誤記入 または誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

<法人用>

<p>8. カード・暗証番号の管理等</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の 届出書により当金庫に提出してください。</p>	<p>8. カード・暗証番号の管理等</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の 方法により当金庫に提出してください。</p>
<p>13. 預金機・支払機・振込機への誤入力等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>13. 預金機・支払機・振込機への誤入力等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書 等への金額等の誤記入 または誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

(17) 振込規定

旧	新
<p>1. 適用範囲</p> <p>振込依頼書または当金庫の振込機による当金庫または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。</p>	<p>1. 適用範囲</p> <p>振込依頼書<u>もしくは当金庫所定の窓口受付端末</u>または当金庫の振込機による当金庫または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。</p>
<p>2. 振込の依頼</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。</p> <p>① 振込機は当金庫所定の時間内に利用することができます。</p> <p>② 1回および1日あたりの振込金額は、当金庫所定の金額の範囲内とします。</p> <p>③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。</p> <p>④ 当金庫は振込機に入力された事項を依頼内容とします。</p> <p>(3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。</p>	<p>2. 振込の依頼</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 当金庫所定の窓口受付端末による振込の依頼は、次により取扱います。</u></p> <p><u>① 振込の依頼は窓口営業時間内に受け付けます。</u></p> <p><u>② 当金庫所定の窓口受付端末を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に入力または選択してください。</u></p> <p><u>③ 当金庫は当金庫所定の窓口受付端末に入力された事項を依頼内容とします。</u></p> <p>(3) 同左</p> <p><u>(4) 前(1)(2)(3)項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機および当金庫所定の窓口受付端末への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>(5) 同左</p>
<p>3. 振込契約の成立</p> <p>(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当金庫が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。</p>	<p>3. 振込契約の成立</p> <p>(1) 振込依頼書<u>および当金庫所定の窓口受付機</u>による場合には、振込契約は、当金庫が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。</p>

(18) インターネットバンキング利用規定

旧	新
<p>第2条 本人確認</p> <p>1. 略</p> <p>2. 初回ログイン用パスワードの届出 初回ログイン用パスワードは、お客様が指定するものとし、お客様から当金庫所定の<u>書面</u>により届け出るものとします。</p> <p>3～6. 略</p> <p>6. お客様カードの取扱い</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) お客様がお客様カードを紛失・盗難等で失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の<u>書面</u>により当金庫に届け出てください。</p> <p>7. 画像認証カードの取扱い</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) お客様が画像認証カードを紛失・盗難等で失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の<u>書面</u>により当金庫に届け出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫はこの届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害については、第15条に定める場合を除き、責任を負いません。なお、画像認証カードの再発行の依頼は、当金庫所定の<u>書面</u>により行うものとし、再発行に当たっては、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。なお、再発行される画像認証カード裏面の認証用画像は新たなものとなり、旧カードは使用できなくなります。</p> <p>以下略</p>	<p>第2条 本人確認</p> <p>1. 略</p> <p>2. 初回ログイン用パスワードの届出 初回ログイン用パスワードは、お客様が指定するものとし、お客様から当金庫所定の<u>方法</u>により届け出るものとします。</p> <p>3～6. 略</p> <p>6. お客様カードの取扱い</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) お客様がお客様カードを紛失・盗難等で失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の<u>方法</u>により当金庫に届け出てください。</p> <p>7. 画像認証カードの取扱い</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) お客様が画像認証カードを紛失・盗難等で失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の<u>方法</u>により当金庫に届け出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫はこの届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害については、第15条に定める場合を除き、責任を負いません。なお、画像認証カードの再発行の依頼は、当金庫所定の<u>方法</u>により行うものとし、再発行に当たっては、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。なお、再発行される画像認証カード裏面の認証用画像は新たなものとなり、旧カードは使用できなくなります。</p> <p>以下略</p>
<p>第3条 取引の依頼</p> <p>1. サービス利用口座の届出</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の<u>書面</u>により届け出てください。</p> <p>以下略</p>	<p>第3条 取引の依頼</p> <p>1. サービス利用口座の届出</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の<u>方法</u>により届け出てください。</p> <p>以下略</p>
<p>第11条 届出事項の変更等</p> <p>本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の<u>書面</u>により当該口座保有店に届け出るものとします。</p> <p>以下略</p>	<p>第11条 届出事項の変更等</p> <p>本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の<u>方法</u>により当該口座保有店に届け出るものとします。</p> <p>以下略</p>
<p>第20条 契約期間</p> <p>本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客様または当金庫から所定の<u>書面</u>による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。</p>	<p>第20条 契約期間</p> <p>本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客様または当金庫から所定の<u>方法</u>による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。</p>
<p>ワンタイムパスワードサービス利用追加規定 第7条 免責事項等</p> <p>1～3略</p> <p>4. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する</p>	<p>ワンタイムパスワードサービス利用追加規定 第7条 免責事項等</p> <p>1～3略</p> <p>4. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する</p>

<p>本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫宛に届け出るものとします。</p> <p>以下略</p>	<p>本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の方法により当金庫宛に届け出るものとします。</p> <p>以下略</p>
---	---

(19) 法人インターネットバンキング利用規定

旧	新
<p>第2条 本人確認</p> <p>1～6. 略</p> <p>7. 電子証明書の取扱い</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 管理者および利用者本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。</p> <p>8. お客様カードの取扱い</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ご契約先がお客様カードを紛失・盗難などで失った場合には、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。</p> <p>(3) 前号のお客様カードを失った旨の届出については、電話によることができます。この場合、当金庫は前項と同様に取扱いします。</p> <p>なお、すみやかに当金庫所定の書面により届け出てください。</p>	<p>第2条 本人確認</p> <p>1～6. 略</p> <p>7. 電子証明書の取扱い</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 管理者および利用者本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。</p> <p>8. お客様カードの取扱い</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ご契約先がお客様カードを紛失・盗難などで失った場合には、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。</p> <p>(3) 前号のお客様カードを失った旨の届出については、電話によることができます。この場合、当金庫は前項と同様に取扱いします。</p> <p>なお、すみやかに当金庫所定の方法により届け出てください。</p>
<p>第3条 取引の依頼</p> <p>1. サービス利用口座の届出</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) サービス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。</p>	<p>第3条 取引の依頼</p> <p>1. サービス利用口座の届出</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) サービス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の方法により届け出てください。</p>
<p>第8条 届出事項の変更等</p> <p>本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ご契約先は直ちに当金庫所定の書面により代表口座保有店宛に届け出るものとします。</p> <p>この届出前に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>第8条 届出事項の変更等</p> <p>本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ご契約先は直ちに当金庫所定の方法により代表口座保有店宛に届け出るものとします。</p> <p>この届出前に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p>
<p>第17条 契約期間</p> <p>本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、ご契約先または当金庫から所定の書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。</p>	<p>第17条 契約期間</p> <p>本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、ご契約先または当金庫から所定の方法による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。</p>

(20) ホームバンキング利用規定

旧	新
<p>11. 届出事項の変更</p> <p>(1) 暗証番号、固定暗証番号、可変暗証番号、確認暗証番号、承認暗証番号、支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により取引店に直ちに届け出てください。</p> <p>以下略</p>	<p>11. 届出事項の変更</p> <p>(1) 暗証番号、固定暗証番号、可変暗証番号、確認暗証番号、承認暗証番号、支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の方法により取引店に直ちに届け出てください。</p> <p>以下略</p>

(21) ファームバンキングサービス規定

旧	新
6. (届出事項の変更等) パスワード等届出事項内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。 以下略	6. (届出事項の変更等) パスワード等届出事項内容に変更がある場合には、当金庫所定の方法によりお取引店に直ちにお届けください。 以下略

以上